

医道審議会薬剤師分科会  
薬剤師国家試験制度改善検討部会

日時 令和7年3月31日(月)  
10:00～  
場所 厚生労働省共用第6会議室(3階)

○稲角課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから「令和6年度第1回医道審議会薬剤師分科会薬剤師国家試験制度改善検討部会」を開催いたします。本部会の委員の先生方におかれましては、大変御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございます。本部会長が選出されるまでの間、事務局で進行役を務めさせていただきます。

構成員の方々に御発言される際の方法についてお知らせいたします。まず、会場で御参加の構成員におかれましては挙手をしていただきまして、部会長から指名されましたら、卓上のマイクを御使用の上、御発言いただきますようお願いいたします。また、オンラインで御参加の構成員におかれましては、挙手ボタンを押していただきまして、指名後に御発言ください。なお、本日の部会につきましては、会議、議事録、配布資料は公開とさせていただきますが、次回以降、国家試験の問題作成や採点方法等、公開できない情報や、機微に触れるデータに基づく議論を行う場合には、非公開とさせていただきます。御承知おきください。

本日は、本部会の委員14名のうち14名の委員に御出席いただいております。定足数に達していることを御報告申し上げます。伊藤委員、大橋委員、鈴木委員はオンラインにて御参加いただいております。

また、文部科学省高等教育局医学教育課より、オブザーバーとして本部会にお越しいただいております。文部科学省からは、オンラインでも御参加いただいている方がいらっしゃいます。

続きまして、事務局より委員及びオブザーバーの皆様を御紹介させていただきます。まず、委員ですが、伊藤智夫委員、岩月進委員、内田まよこ委員、大津史子委員、大橋綾子委員、小澤孝一郎委員、亀井美和子委員、三田智文委員、鈴木匡委員、高橋秀依委員、長津雅則委員、本間浩委員、三澤日出巳委員、矢野育子委員です。オブザーバーとしまして、文部科学省の小林一隆専門官です。続きまして、事務局です。医薬局長の城です。大臣官房審議官の佐藤です。総務課長の重元です。薬事企画官の大原です。総務課長補佐の吉澤です。最後に、私、総務課長補佐の稲角です。どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、部会の開催に当たり、城医薬局長から御挨拶を申し上げます。

○城局長 医薬局長の城でございます。本日の部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。まず、委員の皆様方におかれましては、御多忙中、委員をお引き受けいただくとともに、本日の会議に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

薬剤師の国家試験ですが、学術の進歩や医療の変化、薬剤師業務の変化等に対応した出題とすべく、これまでもこの部会におきまして、改善事項についての御検討を頂いているところです。現在の薬剤師国家試験は、薬学6年制教育導入の趣旨に即した、平成25年度改訂版の薬学教育モデル・コアカリキュラムへの対応を基本に、その後、相対基準の導入などの改正を行ったものとなっております。一方で、医療の更なる高度化や複雑化、少子高齢化の一層の進展等を背景としまして、令和4年度にかかりつけ薬剤師・薬局の推進、チーム医療の進展や地域包括ケアシステムへの参画など、薬剤師に求められる役割や業務

内容の変化を踏まえた、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂が行われたところで

す。

本部会におきましては、こうした状況を踏まえまして、現行の薬剤師国家試験制度を改めて評価を頂くとともに、このカリキュラムの改訂に対応した試験制度に関する改善事項の御議論を頂ければと思っています。委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野における知見や豊かな御経験を基に、活発な御議論を頂きますよう、お願い申し上げます。以上、簡単ではありますが、私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○稲角課長補佐 続きますして、配布資料の確認をさせていただきます。本日はタブレットを使用しての会議とさせていただきますが、試験問題、本年度の6冊の試験問題のみ紙の資料として配布しております。資料の不足等がありましたらお申し付けください。

タブレットの操作について御不明な点がありましたら、手を挙げてお知らせいただきましたら、事務局が説明に参りますので、よろしくお願いいたします。

タブレットに格納してある資料は、座席表、議事次第、委員名簿です。資料1として、医道審議会薬剤師分科会薬剤師国家試験制度改善検討部会について、資料2は薬剤師国家試験の現況について、資料3は薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)について、資料4は薬剤師国家試験制度改善検討部会における検討事項(案)です。参考資料1として、薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針、参考資料2は薬剤師国家試験出題基準、参考資料3は第110回薬剤師国家試験の合格発表について、参考資料4は薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)です。不足等がありましたらお申し付けください。

次に、部会長、部会長代理の選出をさせていただきます。まず、初めに部会長について御報告いたします。部会長の選出は医道審議会令第6条第3項により、当該部会に属する本委員の互選により選任することとなります。当該部会の本委員は、三澤委員と岩月委員ですが、本日の会議に先立ちまして、事前に岩月委員より「薬剤師の職種の代表者である日本薬剤師会会長という立場なので、部会長は薬剤師教育、薬剤師制度に精通しておられる三澤委員に行っていただくのがよろしいのではないかと考えます。」との御意見を頂きました。その結果、部会長には三澤委員が互選されましたので御報告いたします。三澤委員、部会長席へお移り願います。

(三澤委員、部会長席へ移動)

○稲角課長補佐 それでは三澤部会長から、御挨拶と以降の進行をお願いいたします。

○三澤部会長 部会長に選出されました三澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本部会はこれまで赤池昭紀先生が部会長をお務めになられ、その後任となります。大変重責を感じております。先ほど城医薬局長の御挨拶にありましてとおりに、薬学部では、現在令和4年度より実施されている薬学教育モデル・コア・カリキュラムにより教育が行われているところでありますが、本部会はコア・カリ改訂後、初めての制度検討部会とな

ります。薬剤師国家試験制度のあり方は、薬学教育にとって大きな影響をもたらすこととなります。先生方には様々な御意見、御協議を賜り、新しい基本方針の取りまとめを進めていけたらと思います。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、部会長代理の指名に移ります。医道審議会令第6条第5項によりますと、部会長があらかじめ指名すると定めております。薬学教育に対する知識と経験が豊かな、鈴木委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員 オンラインではございますが、御指名ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○三澤部会長 それでは、議事を進行いたします。事務局から連絡事項をお願いいたします。

○稲角課長補佐 事務局です。傍聴されている方にお伝えいたします。先ほどお伝えいたしました、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○三澤部会長 事務局より、本部会の開催趣旨等について、御説明をお願いいたします。

○稲角課長補佐 事務局です。タブレットの資料1を御覧ください。本部会の所掌事項等について記載をしておりますので、御説明させていただきます。まず、趣旨の所ですが、本部会では現行の薬剤師国家試験制度を評価するとともにその改善等について検討を行う、となっております。2番の所の所掌事項として、薬剤師国家試験の出題方法、内容、形式等についての制度改善方策に関する事となっております。

次のページ以降は参考資料となりますが、医道審議会令の記載がありまして、条文が並んでいますが、最後の6ページを御覧いただければと思います。医道審議会薬剤師分科会について、分かりやすく表にしたものです。薬剤師分科会につきましては、薬剤師法について審議会の権限に属せられた事項を処理することとなっております。5つの部会が設置されています。上から4つ目の薬剤師国家試験制度改善検討部会が本部会となっております。先ほど申しましたとおり、国家試験の出題方法、内容、形式等についての制度改善方策に関する事を本部会で所掌してございまして、皆様方に御検討いただきたいということです。

1ページ目に戻っていただきまして、2は先ほど御紹介しましたが、3が2つありまして、下のほうの3のスケジュールです。こちらは事務局の考えとしまして、令和7年度中をめどに、薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針を取りまとめられればと考えております。その後、基本方針を踏まえ、先ほど御紹介しました別の部会になりますけれども、国家試験出題基準改定部会において、国家試験出題基準の改定を行うという流れにさせていただきたいと考えております。以上、簡単ですが、資料1については以上です。

○三澤部会長 ありがとうございます。今の事務局の説明について、現時点で確認しておきたいこと等がありましたら御発言ください。いかがでしょうか。

ないようですので、続いて、本日の主たる議題は薬剤師国家試験制度の検討についてで

すので、事務局より、薬剤師国家試験の現況について説明をお願いいたします。資料2を御覧ください。「薬剤師国家試験の現況について」というタイトルが付けられていますが、こちらの資料に基づき、御説明ください。

○稲角課長補佐 事務局です。座長に御紹介いただきましたが、資料2を御覧ください。2ページの薬剤師法と書いてあるスライドからです。薬剤師国家試験については、薬剤師法に規定をされておりまして、第十一条において、試験は、薬剤師として必要な知識及び技能について行うこととされておりまして、また、試験の実施は次の第十二条に規定されておりまして、試験は毎年少なくとも1回行うこと。また、試験の科目又は実施、若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならないとされています。

3ページです。薬学教育カリキュラムと国家試験という形で、対応して記載をしておりますけれども、薬剤師の6年制教育については平成18年から始まっております。それを受けて、国家試験の平成23年度の所にありますけれども、6年制を踏まえた卒業見込みの方の試験が始まったのが、平成23年度ということになっております。それからずっと今まで、6年制の卒業予定者を対象とした試験が実施されている状況です。

カリキュラムですけれども、平成25年度に薬学教育モデル・コアカリキュラムの平成25年度改訂版が公表されて、それを受けて平成27年度から、改訂カリキュラムに基づいた教育が実施されている状況でした。また、国家試験は改訂を受けて、平成27年度に合格基準の見直しと試験の方法を検討して、平成28年度には新たな薬剤師国家試験の出題基準を公表している状況です。また平成25年度改訂版に対応した試験については、令和2年度から開始されている状況です。

今般、令和4年度にも薬学教育モデル・コア・カリキュラムが改訂されて、令和6年度から、学生の教育には令和4年度改訂版のものが利用されております。それを踏まえて、令和11年度以降は、国家試験でも令和4年度改訂版を受けた国家試験を実施する予定としておりまして、それに向けていろいろと検討していく状況です。

4ページを御覧ください。これまでの検討状況で、国家試験の検討の過去の経緯というものが書いてあります。先ほど平成25年度のモデル・コアカリキュラムを公表された後、平成27年2月から平成28年1月にかけて、本部会で薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針等を御検討いただきました。その後、平成28年8月から10月にかけて、国家試験出題基準改定部会において議論が進められて、出題基準が平成28年11月に公表され、それが第106回薬剤師国家試験に適用されている流れになっております。また、少し飛んでしまいますけれども、平成30年8月には、薬剤師国家試験について一部改正という通知が出まして、そこで禁忌肢の導入が公表されておりまして、第104回薬剤師国家試験より適用される流れになっております。

5ページを御覧ください。薬剤師国家試験の概要ということで、説明させていただきます。まず、時間割となっております。薬剤師国家試験は、現行2日間に分けて実施されて

おりまして、午前、午後それぞれ必須問題から最後の薬学実践問題Ⅲまで試験を実施している状況です。

6 ページを御覧ください。薬剤師国家試験の概要で、試験区分と試験問題数です。大まかなものについては、薬剤師法施行規則が定められておりますけれども、試験区分としては箱の中にありますとおり、必須問題と一般問題に分かれております。また、一般問題については薬学理論問題と薬学実践問題に分かれておりまして、ここに書いてあるのは問数になっております。科目については、表の左側に「物理・化学・生物」から「実務」までの7種類に分かれておりますけれども、7つに分けて出題をされている状況です。

7 ページを御覧ください。合格基準です。合格基準については、過去は絶対基準で実施してございましたけれども、平成28年に実施した第101回国家試験より、相対基準による合格基準を導入しております。また、平成31年に実施した104回試験より、禁忌肢を導入していきまして、それぞれ経緯が記載されている状況です。

8 ページを御覧ください。薬剤師国家試験の受験者数と合格者数、合格率の推移です。4年制の時代からのものが並んでいる状況で、参考にしていただければと思います。9 ページ目は、合格点数の得点率推移です。こちらは、相対基準の実施以降どうなったかということで、相対基準が実施された以降のものを基本的には記載をしている状況です。また10、11 ページについては、各試験回ごとの受験者数、合格者数、合格率の推移で、実際の数字を記載しておりまして、10 ページが6年制移行前のもの、11 ページが移行後のものを記載しております。こちらも、データとして御覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○三澤部会長 ありがとうございます。今の事務局の説明について、現時点で確認しておきたいこと等がありましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に薬学教育にとって非常に重要である、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂が令和4年度に行われましたが、薬剤師国家試験制度を考える上で重要な点となります。その薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)について、文部科学省高等教育局医学教育課の薬学教育専門官に御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小林専門官 それでは、資料3を御覧ください。薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)について御説明します。次のスライドをお願いいたします。まずこちらは、令和3年に厚生労働省にて開催されました、薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会の取りまとめからの抜粋となります。令和4年度の薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に先立ちまして、今後の薬剤師や薬学教育に関する提言がされたところです。こちらはその中の一部抜粋となります。

まず1ポツの「はじめに」ということで、薬剤師を取り巻く状況として、医療の高度化、少子高齢化の進展等により、チーム医療の推進や地域包括ケアシステムの一員としての薬

剤師の対応等、薬剤師に求められる役割や業務内容が変化しているとあります。次の2ポツとして、今後の薬剤師に求められる役割ということで、まず①の薬局については、各地域の実情に応じて、他の職種や医療機関と連携して、患者に一元的・継続的な薬物療法を提供すること。また②の医療機関については、チーム医療の推進により、多職種と連携しながら病棟での薬剤業務の充実が求められているとあります。

3ポツのまとめとして、薬学教育のカリキュラムについての提言となり、多職種連携や患者との対話を通じた、薬学的知見に基づく指導を適切に行うためには、コミュニケーション能力を身につけることも必要であり、更に充実させるべきであるということ。他職種の学部・大学との連携を含め、臨床現場の実態が学修できるようなカリキュラムとすべきという提言がされているところです。

次のスライドをお願いします。これらの提言を踏まえ、令和4年度に薬学教育モデル・コア・カリキュラムが改訂されました。この資料は改訂版の概要となります。こちらのカリキュラムは、先ほど御説明がありましたが、今年度の令和6年度、ちょうど1年前の令和6年4月1日以降に入学した学生から適用となっています。

この改訂版ではキャッチフレーズを真ん中から少し上のほうの所に、太字で書いていますが、「未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成」としています。こちらは同時に改訂されました、医学や歯学のモデル・コア・カリキュラムと同様のキャッチフレーズとなっていて、薬剤師を医師・歯科医師と同じ医療人として位置付け、今後大きく変貌する社会において、多職種連携やチーム医療の推進、地域包括ケアシステムの中での、地域医療に大きく貢献する薬剤師というように、今以上に薬剤師に医療人としての活躍を期待するものとなっています。

また資料の下の部分に、今回の改訂の基本方針というものを掲げています。6つ項目がありますが、赤く塗っている2つの部分を御説明させていただきます。例えば2では、薬剤師として求められる基本的な資質・能力については、生涯にわたって目標とするものと、今回されています。前の平成25年度版では、卒業時に求められる資質・能力ということで、大きく変わっているところです。

また4ポツの臨床薬学という教育体制の構築ということで、薬物療法の個別目的化を目指す臨床薬学という教育体制を構築し、臨床現場での学習をより重視することを目指して、実務実習を、単なる薬剤師としての実務の研修で終わらせるということではなく、医療チームの一員として主体性を持ち、積極的に患者や生活者に関わり、疾病の予防や個々の患者の状況に適した、責任ある薬物療法が実践できる薬剤師の養成を目指すというものと位置付けています。

次のスライドをお願いします。こちらのスライドは、改訂版の大項目A～Gについての概要となります。まずAですが、先ほども触れました薬剤師の基本的な資質・能力ということで、こちらは在学中のみならず、薬剤師として生涯にわたって目標とすべき項目ということで設定されています。

今回新規に設定された項目として、赤文字で塗られている部分が 2 つあります。2 の「総合的に患者・生活者をみる姿勢」。6 の「情報・科学技術を活かす能力」。この 2 つが新たに設定されて、今後大きく変わっていくであろう未来社会を見据えて取り入れたところです。大項目 B～G については、以降のスライドで適宜触れさせていただきます。

次のスライドをお願いします。続いて、こちらは今回の改訂版のモデル・コア・カリキュラムの目次となっています。薬学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方や、改訂の概要、先ほど御説明しました大項目 A～G についての解説というような形で、構成されているところです。

次のスライドをお願いします。こちらは大項目 A についての詳細になります。「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」として、1～10 まで掲げていて、先ほども御説明しましたが、赤字の部分が今回新設されたものとなります。

2 の「総合的に患者・生活者をみる姿勢」については、患者・生活者を単なる治療や調剤の対象とみるのではなく、身体的、心理的、社会的背景などを把握して、全人的、総合的に捉えて質の高い医療・福祉・公衆衛生を実現するというものです。

次に 6 の「情報・科学技術を活かす能力」ですが、昨今の AI 技術の台頭等、近年の情報・科学技術の進展は著しいものがあります。これらの社会における高度先端技術に関心を持ち、更に薬剤師としての専門性を活かし、情報・科学技術に関する倫理・法律・制度・規範を遵守して、疫学、人工知能やビッグデータ等に係る技術を、積極的に利活用する能力と位置付けていまして、この 2 つが新たに追加された項目となります。

また順番が逆になってしまいましたが、1 の「プロフェッショナルリズム」につきましても、前の平成 25 年度版では「薬剤師としての心構え」と、「患者・生活者本位の視点」という 2 つを、今回「プロフェッショナルリズム」として 1 つにまとめて発展させたものとなります。

そしてこれらの大項目 A は、先ほども申しましたが卒業時ではなく、薬剤師として卒業後も含めて、生涯にわたって研鑽していくことが求められている項目となっています。

次のスライドをお願いします。こちらは学修項目の大項目 B～G につきましても、それぞれの相互の関係を示したところです。B 社会と薬学、C 基礎薬学、D 医療薬学、E 衛生薬学、F 臨床薬学、G 薬学研究とあり、各大学においては、これら的大項目 B～G の学修目標を踏まえ、生涯にわたっての目標であります、前のページの A「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」につながる、ディプロマポリシーを作成することが求められているところです。

次の資料をお願いします。こちらは令和 4 年度改訂版と、平成 25 年度版の大項目の比較となっています。大きな変更点としては、先ほど申し上げましたが、令和 4 年度版のほうでは、A として「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を、生涯にわたって目標とする項目として新たに設定したことと、平成 25 年度版の A の「基本事項」と B の「薬学と社会」を統合して、B の「社会と薬学」というところになっています。ほかの項目に



については、科目の並びや科目名の変更等がされているところです。

次のスライドをお願いします。こちらのスライドは平成 25 年度版と今年度の改訂版の、変更点についての比較をお示ししたものとなります。ここまでお話ししましたことのまとめ的な内容になるのですが、右上の一番上の○を御覧ください。こちらに薬剤師として求められる基本的な 10 の資質・能力の改訂点として、生涯にわたっての研鑽が求められるものとなったことや、新たに 2 つの資質・能力、「総合的に患者・生活者をみる姿勢」、「情報・科学技術を活かす能力」を追加したことや、従来薬剤師としての心構えと、患者・生活者本位の視点を「プロフェッショナルリズム」として、統合、発展させました。

そして次の 2 つ目の○ですが、大きく変貌する社会で活躍できる薬剤師を想定した教育を念頭に、超高齢社会、情報・科学技術の進展等に対応するとともに、大学と医療現場がより一層連携して教育を行うために、以下のポツに書かれているような観点から、学修項目を整理しました。

観点として主なものを申し上げますと、薬物治療を個別最適化する能力の向上や、多職種連携、地域医療・疾病予防への貢献、感染症の予防・まん延防止に係る内容の充実や、情報・科学技術を活かす能力となります。

そして下のほう 3 つ目の○としまして、学修成果基盤型教育の更なる展開ということで、こちらは具体的事実を覚えるだけではなく、新たに直面する課題や問題の解決に活かす学力を身に付ける観点から、学修項目を今回整理したところです。

次のスライドをお願いします。ここからは実際の薬学教育モデル・コア・カリキュラムの構成について、簡単にお話します。本文は先ほどの大項目 A～G で成り立っています。そして B～G の大項目ですが、こちらには大項目の学修目標、大項目 A の、何度も本日申し上げております、「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり、そして評価の指針が記載されています。

次のスライドをお願いします。そして B～G の大項目はその中身を中項目に項目が区分されて、更に小項目に区分けされ、小項目には、ねらい、学修目標、学修事項が記載されるという構成となっています。

次のスライドをお願いします。本日の説明の、最後のスライドとなりますが、こちらは令和 4 年度改訂版以降の、薬学教育に関する今後のスケジュールをお示ししたものとなります。令和 4 年度に薬学教育モデル・コア・カリキュラムが改訂となり、令和 5 年度は各大学においてこの改訂版に基づいて、それぞれのカリキュラムの改訂作業を行いました。

そして今年度の令和 6 年度は、先ほど申し上げましたが、今年度入学の学生から、この改訂版に基づく学習が開始されています。そして令和 9 年度は、今年度入学の学生が 4 年生になった年度となりますが、この改訂版に基づく共用試験を実施予定となっています。この資料の右側に、実務実習関連が書かれていまして、モデル・コア・カリキュラムの改訂に伴いまして、「臨床における実務実習に関するガイドライン」として、令和 5 年度に改訂されまして、今年度入学の薬学生が 5 年生になる令和 10 年度からは、実務実習も改

訂されたガイドラインに基づいた実習が開始される予定となっています。

私からの説明は以上となります。御清聴ありがとうございました。

○三澤部会長 ありがとうございます。改訂されたモデル・コア・カリキュラムについて、現時点で確認しておきたいこと等ありましたら、御発言ください。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ここまで御説明いただいた状況を踏まえて、事務局より本部会での検討事項について、提案を頂いています。事務局よりその説明をお願いします。説明の後で検討事項について、また今後の検討の論点について、フリーディスカッションという形で意見交換をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○稲角課長補佐 事務局でございます。資料4を御覧ください。「薬剤師国家試験制度改善検討部会における検討事項(案)」という資料を御準備させていただきましたが、先ほど部会長からもあったとおり、まず、本部会での検討事項について整理させていただきましたので、説明させていただきます。1つ目の○ですが、平成28年の薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針の内容をベースに、これまでの薬剤師国家試験の実施状況等を踏まえて、平成28年の基本方針に挙げられた項目に沿って、必要な改善事項を検討していくこととしてはどうかと考えています。

基本方針については、参考資料1に付けていますが、その項目について以下、整理させていただきました。2つ目の○以降ですが、(1)試験科目についてです。検討事項(案)としては、試験科目についてどう考えるかということ。特に、モデル・コア・カリキュラム改訂に伴い、変更する必要がないかという点が検討事項として挙げられると考えています。下の箱の部分については、平成28年の基本方針を引用したものですが、こちらにあるとおり、現行の国家試験、令和6年度現在でも実施している薬剤師国家試験については、平成28年の基本方針を踏まえて実施していますけれども、区分について記載しています。

2つ目のポツですが、基本方針で「引き続き検討」とされた事項について、どのように考えるかという点も、検討事項として考えられると思っています。こちらも平成28年の基本方針を引用していますが、この引用している改訂モデル・コア・カリキュラムについては、平成25年度改訂版だと思ってください。その平成25年度改訂版において、「薬理」と「病態・薬物治療」については、器官別に一連の項目としてまとめられましたが、大学におけるこれらの科目の教育方法について、当分の間、見極める必要があるということで、試験科目としては統合していないというのが現状です。こちらは、令和4年度のモデル・コア・カリキュラムの改訂版においても、引き続き一連の項目としてまとめられていますが、今回はどうするかという点が一つ論点になるだろうと思っています。また、前回の基本方針においては、薬学共用試験CBTで、薬剤師国家試験で評価すべき基本的な資質を代用することについて、今後の検討課題となっていると承知しています。

次ページです。(2)出題基準です。検討事項としては、改訂されたモデル・コア・カリキュラムに合わせてどのように見直しをするかということと、出題基準の体系についてが

検討事項(案)と考えています。こちらにも現在の基本方針を引用していますが、各科目の出題項目については、平成 28 年の基本方針においてもモデル・コア・カリキュラムを基本としていることになっていきますので、見直しを行っていたという状況です。出題基準の体系についても、改訂モデル・コア・カリキュラムの項目を基本としているということでした。

続いて、(3)試験出題形式及び解答形式の見直しです。ポツが 2 つありますが、試験出題形式及び解答形式についてと、薬剤師として選択すべきでない選択肢、いわゆる禁忌肢についての 2 つが検討事項になると考えています。こちらにも平成 28 年の基本方針を引用していますが、正答肢を選択する問題が基本であるといったことが記載されています。また、2 つ目の○にあります、実務に即した技能・態度等を確認するための手段として、写真やイラスト等を積極的に活用するといったこと。3 つ目の○として、いわゆる禁忌肢を含む問題について、導入するということが定められていました。

(4)試験問題数についてです。次ページですが、各科目の出題数や「必須問題」、「一般問題(薬学理論問題)」、「一般問題(薬学実践問題)」の出題数、複合問題、連問等については、科目の組合せや科目ごとの出題数をどのように考えるかといったことが、検討事項になると考えています。こちらにも平成 28 年の基本方針を下に付けていますが、受験者の負担等の観点から、平成 28 年のときは、各科目の出題数や区分については現行どおり、それまでどおりとなっていたということです。

(5)合格基準については、合格基準をどのように考えるかが検討事項になると考えています。平成 28 年の基本方針で明確に記載されていますが、①のいわゆる相対基準による設定であるということと、②の一定程度の得点数が必要ということが記載されています。また、※印で記載していますが、第 104 回薬剤師国家試験からは、合格基準に禁忌肢の選択状況も加味しています。

(6)過去に出題された試験問題の取扱いです。こちらは、既出問題の取扱いをどう考えるかという点が検討事項として挙げられると考えています。平成 28 年の基本方針にも記載がありますが、既出問題のうち良質な問題として一定の評価が与えられた問題を活用して、その割合は、20%程度とすると記載されていました。

(7)改訂された基本方針の適用時期ですが、改訂された基本方針の適用時期をどう考えるかということで、御検討いただきたい事項になっています。事務局としては、先ほど資料 2 でも御説明したとおり、今年度、令和 6 年度から入学された学生さんに、改訂されたモデル・コア・カリキュラムが適用されているということがありますので、その学生たちが初めて受験する第 115 回国家試験、令和 11 年度に実施される試験より、改訂された基本方針を適用したいと考えていますが、それでよろしいかというところの御意見を頂きたいと考えています。

最後にその他ですが、もし、検討すべき事項がほかにあれば、御指摘いただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

○三澤部会長 ありがとうございます。それでは、これより薬剤師国家試験制度の検討について、意見交換に移りますが、事務局より説明のあった薬剤師国家試験の現況や、文部科学省より説明のあった改訂されたモデル・コア・カリキュラムの状況を踏まえ、御覧いただいている資料4に挙げさせていただいております検討事項(案)に沿って、フリーディスカッションとしたいと思います。まず、資料4の1つ目の○ですが、医道審議会薬剤師分科会で取りまとめた薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針の内容をベースに、これまでの薬剤師国家試験の実施状況や、令和4年度における薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を踏まえ、基本方針に挙げられた項目に沿って、必要な改善事項について検討していくこととしてはどうかと提案されておりますが、このような全体方針についてはいかがでしょうか。御意見等がありましたら、御発言をお願いいたします。まず全体方針、最初の○について御意見等がありましたら、御発言をお願いいたします。全体方針はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

続いて、検討する項目について議論したいと思います。資料4の2つ目の○以降には、(1)から(7)まで検討項目が記載されていますが、これでよろしいでしょうか。また、(8)に「その他」とありますが、何か追加で議論すべき項目として御提案等がありましたら、御発言をお願いいたします。項目として、ここにある以外にも必要な項目があるのではないかと御意見がありましたら、よろしくをお願いいたします。

では、私から1つ提案がありますので、発言させていただきます。事務局より、最初に資料1について、薬剤師国家試験の全体像、いろいろな委員会について御説明いただいたとおりです。薬剤師分科会にひも付く形で、薬剤師国家試験に関する様々な部会のうちで、薬剤師国家試験 K・V 部会において、国家試験問題の内容の妥当性の確認を行っているところだと認識しております。薬剤師国家試験の制度改善方策に関しては、こうした問題内容の妥当性の確認のあり方も勘案する必要があると思いますので、関係する項目の追加を提案いたします。本件については、非公開の会議に関する内容が含まれると思います。守秘義務の関連もありますので、委員、事務局ともに発言が難しいところだと思います。本日のところは、私からの大まかな意見出しにとどめて、事務局においては項目としての整理をお願いいたします。1つ御提案させていただきました。

ほかに御提案がありましたら、よろしくをお願いいたします。岩月先生、お願いいたします。

○岩月委員 日本薬剤師会の岩月です。どなたも発言されないのが、口火を切るつもりはありませんが、改訂コア・カリに従った問題、国家試験のあり方については多分、コア・カリキュラムを認めて、これで薬学教育をしていくのだと。その成果をどう確認するかという意味では、今回御提案があったことについては、全く異論がないところです。ただ、今の状況を考えますと、大学教育というのは、教育を施して、世の中が要望する人材を育て、輩出するという役割があるとすれば今、少しこの業界全体で人が偏っているところがありますので、そこをどうするのかを考えて、その結果として国家試験をどうするかとい

うことは、多分あってもいいのかなというのが、現場の人間としては思うところです。

もう1つは、私ども薬剤師会で見ている、この言い方が適切かどうかは分かりませんが、これから人が減っていくと、要するにほかの医療関係者とは少し違って、私どもは営利法人が多いのです。営利法人の中で、これからマーケットが縮小していくと、新しい投資をして、評価を得て収益を回収するという構造が成り立ちにくいというのは、容易に想像できると思います。そうすると何が起こるかということ、要するに効率化を進めるということになります。効率化を進めていくこの業界の中であって、これから出てくる薬剤師たちに、企業論理と薬剤師倫理が相反したときにどうするのかということが、こういうことが起こってほしいと思って言っているわけではありませんが、そういったことが起こったときに、どう対処するのかということを経営的に確認しておかないといけないと思っています。

今の出題の基準や判定の基準については、特段の意見はありませんが、大きな方針として、これから日本がそういう世の中になっていくのだということ念頭に置いた上で、議論すべきだろうと思いますし、禁忌肢の話もありましたが、倫理観をどうするのかとか、プロシージャルスキルというか、手順どおりにやる能力をどう見ていくのかということ、大きな課題だろうと思っていますので、是非そんなことが意見として出てくると、今後の薬剤師にとっては、国家試験も1つの大きなチャンスになるのかなという気がしております。以上です。

○三澤部会長 ありがとうございます。項目として挙げるというよりは、多分、全ての項目に共通する事項かと思いますが、今後の薬剤師のあり方、また社会のあり方、現況に即して今後をどのように見通すかということも踏まえて、議論をすべきだという貴重な御意見だと思います。よろしく願いいたします。亀井先生、よろしく願いいたします。

○亀井委員 帝京平成大学の亀井でございます。先ほど、部会長から国家試験の評価のあり方についても検討事項にということで、その御意見に賛同しております。そして、その評価をする体制だけでよいのかという点で思いましたのは、作問の体制やプロセスといったところが、恐らくこの項目ごとに検討する中で、議論には含まれてくるかとは思いますが、最後の終わった評価のところだけでなく、その前の作問のところも検討が必要になってくると思いますので、意見として申し上げておきます。

○三澤部会長 事務局、よろしく願いいたします。ほかに御意見はありますか。大津先生、お願いいたします。

○大津委員 名城大学の大津でございます。今回のコア・カリの部分でいきますと、大きくプロフェッショナリズムが、Bに大きく入っております。いわゆる情報系も入っています。国家試験として科目名にするのかどうか、絶対と言っているわけではないのですが、その部分の能力を求められていることもございますので、検討すべきかと思いましたが、意見を述べさせていただきます。

○三澤部会長 試験の科目というか項目立てについて、新しいコア・カリに即して、どういうふうを考えるかということかと思いますが、よろしく願いいたします。いかがでしょ

うか。それでは、事務局から列挙させていただきました7項目のほかに、ただいま御意見がありましたところを踏まえ、また次回に向けて整理をするということをお願いいたします。

それでは、項目事項について今後の検討に当たって踏まえるべき論点について、まず準備にやっつけていこうと思います。(1)試験科目について、今の御意見もこれに関係するのか、別に項目立てをする必要があるかはまた整理させていただきますが、現状の試験科目の項目について、何か御意見等がありましたら、是非お願いいたします。大津先生、具体的に何か、現状でお考えはありますでしょうか。

○大津委員 今の国試の科目では、「法規・制度・倫理」が、B領域になります。そこだけに入ってしまうので、そこでいいのかという部分が一つございます。それから、薬剤師国家試験ですので、薬剤師に求められるものとして、情報を扱う能力というのはやはり求められているところだと思いますので、その辺のものを試験の科目として入れるかどうか、若しくは、結構基盤的な要素でもあるので、そういったところも含めて「問題」として考えていただくという形にするのかというような議論が必要かと思います。少なくとも、今の「法規・制度・倫理」の「倫理」の所だけで賄えるかなと、入る所がないかなとは感じております。

○三澤部会長 亀井先生、いかがですか。

○亀井委員 今、大津先生の御意見を聞いて、そのとおりでなと思いました。資格試験という位置付けからは、やはり科目というのは、その資格をもって業務等を行うこととの関連性が分かるような科目名が適していると思います。ただ、薬学の学問体系が、まだそのようになってないことを考えますと、科目名の工夫はすべきだと思いますが、難しい点もあるのかと思います。

ただ、令和4年度改訂版のモデル・コア・カリキュラムで、先ほど文部科学省の小林様から御説明がありました。学修成果基盤型の教育であるということ踏まえますと、科目間の関連図がありましたが、臨床薬学があつて、そこにつながる衛生や医療があつて、さらに、その基盤となる基礎薬学があるという中で、それぞれの科目ごとに何を学修してきましたかという形で問う形式ですと、これはやはりプロセス基盤型と言わざるを得ないのではないかという気がしますので、そういったコア・カリキュラムの趣旨を考えますと、学修成果基盤型教育の成果をどう国家試験で問うのか、それと科目名を整理した上で出題の方法を工夫する必要があると思います。

○三澤部会長 ありがとうございます。長津先生どうぞ。○長津委員 日本薬剤師会の長津でございます。私は現場の薬剤師で、教育者ではないので少し話の軸がずれているとしたら恐縮なのですが、今回の改訂されたコア・カリキュラムを我々現場の薬剤師から見ますと、領域Bの所が極めて重要な部分だと認識しております。学問的には、その後いくらかでも学修できる機会はあるとは思いますが、特に科学技術に関しては日々進歩していくもので、普遍的なものではない中で、薬剤師の国民に接する態度や考え方としては領域Bが

根底にないと、それは薬剤師サービスを提供するクオリティとしては確保しにくい。

国家試験のこの科目を見てみますと、どこかしらに入るのでしょうが、ここで領域 B の「社会と薬学」というものが明らかに見える科目立てにならないと、そもそも 6 年間の教育の中で、目線がなかなか領域 B に向かないとなると、ちょっと心配かなと思っています。だから、国家試験を見るとときに、やはり 6 年間の教育を導くような標題が出ないと、どうしても大学の先生方もしかり、学生にとってもそこに目が行かないということになりますと、将来、薬剤師として働く人間の領域 B が薄くなってしまふ、これは我々としては極めて遺憾なことになりますので、そこをどうやって見える化するということも、参考までに考えていただきたいと思っています。現行のこの基本方針の中に書かれている科目立ての中で、恐らく「法規・制度・倫理」や「実務」という所に入るのでしょうが、ただこれだけですと、やはり領域 B というものがなかなか見えにくいかなという気がしますので、そこだけ、現場の薬剤師としては思うところがあります。以上です。

○三澤部会長 大変、重要な視点だと思っております。また、その辺りも今後、議論していきたいと思えます。

御意見はいかがででしょうか。では、今日は頭出しということで、全体的な御意見を頂きまして進めていきたいと思えます。(2)出題基準について、何か御意見、御発言がありましたらよろしくお願ひいたします。亀井先生、お願ひいたします。

○亀井委員 亀井でございます。1 点、確認ですが、難易度などのレベルについては、この出題基準の中で議論ということになるのでしょうか。

○三澤部会長 もう一度、お願ひします。

○亀井委員 問題の難易度についてですが、そういう議論については、この出題基準の中で議論されるということになりますか。

○三澤部会長 問題の難易度等をどういうふうに議論するかというのは、多分、この 7 番までには入っていないような気がしますので、先ほど私が補填させていただきました、問題の難易度等は試験が行われた後で判断する委員会の仕事でしたが、先ほど御意見がありましたとおり、試験を作る段階で、ある方向性を示したほうがいいのではないかという御意見もございますので、その辺も含めて今後検討する方向かと思えます。本日は守秘等のこともありますので具体的なお話はできませんが、項目として頂いたということで、今後、検討するというところにさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。亀井先生、そういう形で。

○亀井委員 はい、よろしいです。

○三澤部会長 ほかの先生方、御意見がありましたらよろしくお願ひします。

では、(3)試験出題形式及び回答形式の見直し、この辺りはいかがででしょうか。よろしいでしょうか。

(4)試験問題数ですが、現在の問題数に即して今後どのように考えたらよいか、必須問題、一般問題、理論問題、実践問題の出題数について。出題方法は(3)、出題数について

は(4)です。こちら先ほどの出題項目に関係してきます。結局、全てリンクしてまいりますので、具体的な議論はまた今後ということになってくると思いますが、現状ではこの(4)として出題数について議論するという項目に挙がっています。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、(5)出題基準です。現状の出題基準はここに示してあるとおりとなっております。平均点と標準偏差を用いた相対基準ということと、必須問題についての基準があります。この辺りをどう考えるかということです。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(6)過去に出題された試験問題(既出問題)の取扱いです。こちらはいかがでしょう。こちら本日はなかなかデータが示せないところがありますので、既出問題の取扱いも、現状はどういうことになっているのかというデータを、事務局から後日示していただき、その上で検討するということがよろしいかと思えます。

では、(7)改訂された基本方針の適用時期についてです。ここに示されていますのは、適用時期は115回国家試験、令和11年度実施からです。改訂されたコア・カリで教育を受けた学生さんが国家試験を受ける時期、令和11年度からということがここに示されています。この辺りも御検討いただく内容となります。いかがでしょうか。今日、何か御意見があれば頂きます。よろしいでしょうか。この辺りも、また個別の内容として議論を深めていけたらと思っております。

「その他」については、本日、頂きました御意見を踏まえ、また項目として整理をして、事務局のほうでまとめてくださるということになっておりますので、よろしく願いいたします。

項目等に言及せずに、全体的な今後の方針と御意見等がありましたら、ここで承りたいと思いますが、いかがでしょうか。Webの先生方もよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、本日の検討はここまでとさせていただきたいと思えます。今後の検討の進め方について、事務局より連絡事項をお願いいたします。

○稲角課長補佐 事務局です。次回の会議日程につきましては日程調整の後、追って御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。また、本日頂きました御意見につきましては、事務局で一度整理をいたしまして、次回の部会で提示をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。なお、会議冒頭でも申し上げましたが、次回以降、国家試験の問題作成や採点方法等、公開できない情報や機微に触れるデータに基づく議論がなされる際には、非公開とさせていただきますので、御承知おきいただけますようお願いいたします。以上です。

○三澤部会長 ありがとうございます。その他、委員の皆様のおかげから何かございますでしょうか。ありがとうございます。では、予定の時刻となりましたので、本日は閉会とさせていただきます。委員及びオブザーバーの皆様、どうもありがとうございました。